

## シルバー保険承諾書

当センターに会員として登録し、センターの仕事に就かれましても就職ではありませんので、会員とセンター又は会員と発注者との間に雇用関係は生じません。したがって、センターの会員として、就業中万が一事故が起きた場合、労働者災害補償保険などの適用となりません。そこでセンターでは、シルバー保険（「シルバー人材センター団体傷害保険・総合賠償責任保険」、保険料はセンターが負担）に加入していますが、ご自身が常に事故を起こさない様に、事故にあわない様に、気を付けて下さい。

シルバー保険の傷害保険（シルバー人材センター団体傷害保険）のあらまは、以下のとおりです。

1. 保険金給付対象の事故（故意による事故・持病等は対象外）
  - (1) センター会員として就業中の傷害事故。  
（ただし、会員の住居で仕事に従事時の事故は対象外）
  - (2) センター会員として就業場所への往復途上の傷害事故。  
（ただし、通常の経路を外れた場合は対象外）
2. 保険金の給付内容（補償適用が特定疾病のときは、補償内容が異なる）
  - (1) 死亡保険金（最高） 900万円
  - (2) 入院保険金（限度日数 180日） 日額 3,000円
  - (3) 通院保険金（限度日数 90日） 日額 2,000円
3. 事故が発生した場合は、ただちにセンターへ届け出ること。

年 月 日

私は、上記のことについて承諾しました。

公益社団法人神栖市シルバー人材センター  
理事長 竹内利夫様

本人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(家族の承諾証明) 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

続柄 \_\_\_\_\_